

第1 農 林 業 経 営 体 及 び 農 家 の 部

解 説

この部には、「2020 年農林業センサス（農林業経営体調査）」の結果から農林業経営体、農家等に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

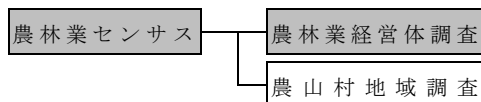
(1) 調査の沿革

農林業センサスは、国際連合食糧農業機関（FAO）が世界規模で提唱した、「世界農業センサス」（昭和 35 年以降は「世界農林業センサス」）を昭和 25 年以降 10 年ごとに実施するとともに、その中間年次（5 年ごと）に我が国独自で「農業センサス」（平成 17 年以降は「農林業センサス」）を実施しています。

なお、2005 年農林業センサスから、農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるなど、調査体系、調査対象の概念、定義等の見直しを行い、調査を実施しています。

(2) 調査の体系

（網掛部分は、この部に掲載している調査）



(3) 調査の目的

食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施しました。

(4) 調査期日

令和 2 年 2 月 1 日現在

(5) 調査の方法

農林業経営を把握する農林業経営体調査については、調査対象を農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（農林業経営体の定義は、「2 用語の解説（農林業経営体）」を参照）とし、全数調査を行いました。

2 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

ア 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の規模の農業

① 露地野菜作付面積	15 a
② 施設野菜栽培面積	350 m ²
③ 果樹栽培面積	10 a
④ 露地花き栽培面積	10 a
⑤ 施設花き栽培面積	250 m ²
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧ 豚飼養頭数	15 頭
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪ その他	調査期日前 1 年間に おける農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林の面積が 3 ha 以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林又は伐採を実施した者に限る。）。

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期間前 1 年間に 200 m³以上の素材を生産した者に限る。）。

(2) 農業経営体

「農林業経営体」のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

(3) 林業経営体

「農林業経営体」のうち、ウ又はオのいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

(4) 個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいいます。
なお、法人化して事業を行う経営体は含みません。

(5) 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいいます。

(6) 組織形態別経営体（農業経営体）

ア 法人化している（法人経営体）

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいいます（農家が法人化した形態である一戸一法人を含みます。）。

イ 農事組合法人

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいいます。

ウ 会社

会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社（特例有限会社含む）、合名・合資会社、合同会社の組織形態をとっているものをいいます。また、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、相互会社の組織形態をとっているものをいいます。

エ 各種団体

農協（農業協同組合法に基づき組織された農業協同組合、経済連等）、森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された森林組合、生産森林組合、森林組合連合会）、その他の各種団体（農業共済組合、農業関係団体、森林組合以外の組合、林業公社（第 3 セクター））が該当します。

オ その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO 法人などが該当します。

カ 地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村を

いいます。

財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいいます。

(7) 経営耕地

経営耕地は、調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自らが所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計です。

(8) 農産物販売金額

農産物販売金額は、肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差し引く前の売上金額（消費税を含む。）をいいます。

(9) 農業経営組織別経営体

ア 単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 8 割以上の経営体をいいます。

イ 準単一複合経営経営体

単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割以上 8 割未満の経営体をいいます。

ウ 複合経営経営体

単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいいます。

(10) 主副業別経営体（個人経営体）

ア 主業経営体

農業所得が主（経営体所得の 50% 以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

イ 準主業経営体

農外所得が主（経営体所得の 50% 未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。

ウ 副業的経営体

調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない個

人経営体（主業経営体及び準主業経営体以外の個人経営体）をいいます。

(11) 世帯員（農家人口）

原則として住居と生計を共にしている者をいいます。出稼ぎに出ている人は含みますが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除きます。また、住み込みの雇人も除きます。

(12) 基幹的農業従事者

自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいいます。

(13) 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいいます。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいいます。

(14) 販売農家

経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいいます。

(15) 自給的農家

経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいいます。

3 利用上の留意事項

2005 年農林業センサス及び 2010 年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に農業経営又は林業経営を行い、そのそれぞれの経営が「農林業経営体」に該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施していましたが、2015 年農林業センサス以降、調査対象者の負担軽減のため、同一世帯内で複数の経営を有する場合であっても、当該世帯を 1 つの農林業経営体として調査を実施しています。